

# 公益財団法人よこはま学校食育財団物資供給契約に係る契約違反、賄賂及び不正行為等に関する入札参加停止等措置要綱

制 定 平成 15 年 4 月 1 日

最近改正 平成 26 年 5 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有するもの（以下「有資格者」という。）に対する契約違反、賄賂及び不正行為等に関する一般競争入札の参加停止及び指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱の対象となる物資の範囲は、物資の供給及び請負に関するものとする。

(停止措置等)

第 2 条 理事長は、有資格者が別表第 1 から別表第 3 までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について、一般競争入札参加停止及び指名停止（以下「停止措置」という。）を行うものとする。

2 理事長は、現に一般競争入札参加資格を有することを確認（指名競争入札にあっては指名）している有資格者が新たに停止処置に該当することとなったときは、その確認（指名競争入札にあっては指名）を取り消すものとする。

(停止措置の期間等の特例)

第 3 条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ停止措置の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における停止措置の期間の短期は、それぞれの別表各号に定める短期の 2 倍（当初の停止措置の期間が 1 か月に満たないときは 1.5 倍）の期間とする。ただし、停止処置の期間は最長 36 か月とする。

(1)別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る停止措置の期間の満了後 1 か年を経過するまでの間（停止措置期間中を含む。）に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2)別表第 2 第 1 号及び第 2 号又は第 3 号から第 8 号までの措置要件に係る停止措置の期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 号及び第 2 号又は第 3 号から第 8 号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 有資格者が別表第 2 第 3 号又は第 4 号に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の 2 分の 1 とする。

4 理事長は、有資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため別表各号及び前 2 項の規定による停止措置の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を

当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 5 理事長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える停止措置の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、停止措置の期間は最長36か月とする。

(停止措置の期間の変更等)

第4条 理事長は、停止措置の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前条各号に定める期間の範囲内で停止措置の期間を変更することができる。

- 2 理事長は、停止措置の期間中の有資格者について、当初の停止措置時に把握していなかった事由で、別表各号に掲げる措置要件に該当する新たな事由が明らかとなったときは、当初の措置要件に加え、新たな措置要件を追加することができる。この場合における停止措置の期間は、前条第1項により定める期間の範囲内で定めるものとする。

(停止措置の解除)

第5条 理事長は、停止措置の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格者について停止措置を解除するものとする。

(停止措置等の通知)

第6条 理事長は、次の号に掲げる措置を行ったときは、当該有資格者に対して、遅滞なく、文書により通知するものとする。

- (1) 第2条又は第3条に基づく停止措置
- (2) 第4条に基づく停止処置の期間の変更等
- (3) 前条に基づく停止処置の解除

- 2 理事長は、前項の規定により停止処置の通知をする場合において、当該停止処置の事由が公益財団法人よこはま学校食育財団（以下「本財団」という。）と締結した契約に関するものであるときは、必要に応じ、改善処置の報告を徴するものとする。

(契約の相手方の制限)

第7条 理事長は、開札日以降において、第2条第1項に該当した有資格者を当該入札に係る落札者とししないものとする。ただし、開札後の軽微な事由による停止処置を除く。

- 2 理事長は、停止措置の期間中の有資格者を随意契約の相手方とししないものとする。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(停止措置に至らない事由に関する措置)

第8条 理事長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(報告義務)

第9条 有資格者は、別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、速やかに、文書により理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告義務を怠った場合で、別表各号に定める措置要件に該当したときは、停止措置の期間の短期を、それぞれの別表各号に定める短期の2倍（当該停止期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。ただし、停止措置の期間は最長36か月とする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

別表第1 契約違反及び事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(契約違反)</p> <p>1 本財団業務の履行に当たり、契約または規格に違反し、物資等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(虚偽記載)</p> <p>2 本財団が発注する物資等の契約に関して、競争参加確認申請書等その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物資等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2週間以上 6か月以内</p> <p>当該認定した日から 1か月以上 6か月以内</p>

別表第2 賄賂及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(賄賂)</p> <p>1 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が本財団職員に対する賄賂の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 本財団業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物資等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 24か月</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上 12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 12か月以上 24か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>4 本財団業務以外の業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物資等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>（競売入札妨害及び談合行為）</p>	<p>当該認定をした日から 6か月以上 12か月以内</p>
<p>5 本財団業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、本財団職員に働きかけた競売入札妨害又は入札談合の容疑により逮捕され、又は、逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 24か月</p>
<p>6 前号に掲げる場合のほか、本財団業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は入札談合の容疑により逮捕され、又は、逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上 24か月以内</p>
<p>7 本財団業務以外の業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は入札談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（あっせん利得処罰法違反行為）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上 12か月以内</p>
<p>8 本財団以外の業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、公職にある者とのあっせん行為による利得等の処罰に関する法律違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（不当労働行為）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上 9か月以内</p>
<p>9 労働委員会又は裁判所において不当労働行為があったと認定され、その効力が確定したとき。</p>	<p>当該効力が確定したことを知った日から 1か月以上 3か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表第1又は前各号に掲げる場合のほか、業務に関し法令に違反するなど不正又は不誠実な行為をし、物資等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>(信用失墜行為)</p> <p>11 前各号に掲げる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣言され、物資等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>(暴力団等)</p> <p>12 横浜市暴力団排除条例(以下「条例」という。)第2条第2号から第5号に該当すると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月を経過し、かつ改善したと認められる日まで</p>
<p>13 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月</p>
<p>14 有資格者又は有資格者の経営に事実上参加している者が暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月を経過し、かつ改善したと認められる日まで</p>
<p>15 本市契約において、条例第2条第2号に規定する暴力団又は条例第2条第4号に規定する暴力団員等から不当介入を受けていたにも関わらず、本財団又は警察に通報しなかったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月</p>

別表第3 その他の事項に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(経営不振)</p> <p>1 銀行取引停止となるなど経営不振に陥り、物資等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 経営状態が安定したと認められるときまで</p>